

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）に関する市民意見
（パブリック・コメント）の募集について

1 改正の理由

令和8年1月20日、旅館業における周囲の生活環境への悪影響を防止する観点から、旅館業における衛生等管理要領（厚生省生活衛生局長通知）の一部改正がありました。

姫路市旅館業法施行条例においても、この趣旨を踏まえた規定を追加するなどの改正を検討するにあたり、市民意見（パブリック・コメント）を募集します。

2 姫路市旅館業法施行条例について

本条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）の施行に関し必要な事項を定めたもので、旅館業の営業者が講ずべき措置の基準などを規定しています。

3 改正の概要（新たに義務を課し、又は権利を制限する内容）

旅館業の適正な運営を確保し、周囲の生活環境への悪影響が生じないようにするため、次のとおり、営業者が講ずべき措置について定めます。

(1) 住宅等を利用して旅館業を営む場合

ア 周辺住民に対して、事前に事業説明をすること。

イ 施設の外部から見やすい場所に施設の営業者、緊急連絡先等を記載した標識を設置すること。

(2) 全ての旅館業

ア 宿泊者に対して、騒音やゴミ出し等のルールを説明すること。

イ 宿泊者に対して、周辺への迷惑行為の中止を要請すること。

3 意見の募集期間

令和8年7月10日（金）から同年8月10日（月）まで

4 改正条例の施行期日

令和9年4月1日（予定）